

Marubeni光サービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p>第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 <u>この約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p>

MarubeniBB(ブロードバンド)サービス及び MarubeniBB メールサービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第2条(通知の方法、本約款の変更)</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示するものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p>第2条(通知の方法、本約款の変更)</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、<u>書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるもの</u>とし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 <u>本約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるもの</u>とします。</p>

Marubeni 光電話サービス契約約款は、同約款第 2 条第 2 項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は 2020 年 4 月 1 日から適用されるものとします。
(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第 2 条 (通知の方法、約款の変更)</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p>第 2 条 (通知の方法、約款の変更)</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 <u>この約款は、民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法 548 条の 4 の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p>

Marubeni 光テレビサービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。
(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示するものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 当社は、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの本約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の本約款が適用されるものとします。</p>	<p>第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、<u>書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるもの</u>とし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 <u>本約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p>

Mリモートサポートサービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p data-bbox="300 398 734 432">第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p data-bbox="316 450 817 712">1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p data-bbox="316 734 817 996">2 当社は、前項に従い本サービス契約者に通知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p data-bbox="849 398 1283 432">第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p data-bbox="865 450 1366 712">1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p data-bbox="849 734 1366 1153">2 <u>この約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、本サービス契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p>

Marubeni 光訪問設定サポート利用規約は、同規約第2条の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。
(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第2条（規約の変更、通知の方法） 当社は契約者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の規約が適用されるものとします。</p> <p>2. 当社が本サービスの契約者への通知方法は、当社のホームページ等に掲載、その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力を生じるものとします。</p>	<p>第2条（規約の変更、通知の方法） 本規約は、<u>民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、効力発生日までに契約者に周知することにより、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、変更後の規約が適用されるものとします。</u></p> <p>2. 当社が本サービスの契約者への通知方法は、当社のホームページ等に掲載、その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力を生じるものとします。</p>

マルファイ サービス契約約款は、同約款第2条第2項の変更規定に基づき、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 当社は、前項に従い契約者に通知することにより、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、当該通知を行ったときから変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p>第2条（通知の方法、約款の変更）</p> <p>1 当社から本サービス契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</p> <p>2 <u>この約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに契約者に周知することにより、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p>

マルファイ サービス対応機器販売約款は、以下の新旧対照表のとおり変更します。変更後の規定は2020年4月1日から適用されるものとします。(下線は変更箇所)

変更前	変更後
〈新 設〉	<p><u>第5条の2 (通知の方法、約款の変更)</u> <u>当社から購入者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。</u></p> <p><u>2 本約款は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この規定の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに購入者に周知することにより、購入者の承諾を得ることなく本約款を変更することができ、変更後の約款が適用されるものとします。</u></p>